

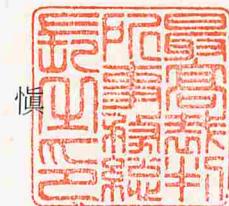
最高裁秘書第833号

令和3年3月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年2月5日付け（同月8日受付、第020916号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 最高裁判所に係属した許可抗告事件一覧表（民事事件・令和2年分）（片面で5枚）
- (2) 最高裁判所に係属した許可抗告事件一覧表（行政事件・令和2年分）（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

- (1) 1の(1)の文書には、個人識別情報（事件の争点）及び公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（事件の争点）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

- (2) 1の(2)の文書には、個人識別情報（事件の争点）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することか

ら、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

### 3. 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）

【最高裁判所に係属した許可抗告事件一覧表(民事事件・令和2年分)】

事件番号等	原審情報	事件の争点等		結果
令和2年(許)第1号 (一小)	大阪高決令元・10・21 大阪地決令元・9・11	執行	動産を目的とする先取特権の実行としての競売において、当該動産の占有者である第三者が差押えに協力する意向を表明している場合にも民事執行法190条2項ただし書の適用があり、競売開始の許可をすることができないとした原審の判断の当否	最決令2・3・26(棄却)
令和2年(許)第4号 (一小)	大阪高決令元・11・29 京都家審令元・8・15	家事	[REDACTED]	
令和2年(許)第10号 (一小)	東京高決令2・2・12 東京地決令元・10・31	民訴	[REDACTED]	
令和2年(許)第11号 (二小)	名古屋高金沢支決令2・1・17 福井地決令元・11・20	執行	担保不動産競売手続における最高価買受申人が、他の買受申人から事前にその予定入札価格の情報を得て買受申出をしたものである場合において、上記最高価買受申人が「売却の適正な実施を妨げる行為をした者」(民事執行法65条1号)に当たらず売却不許可事由(同法71条4号イ)はないとした原審判断の当否	最決令2・9・2(破棄・自判) 裁時1751号
令和2年(許)第14号 (一小)	大阪高決令2・1・16 大阪家審令元・9・27	家事	[REDACTED]	

令和2年(許)第16号 (三小)	東京高決令2・1・15 静岡地下田支決令元・6・26	執行	仮処分決定正本の送達から2週間を超えて発令された間接強制決定は、民事保全法43条2項に反し不適法か。	最決令2・7・21(棄却)
令和2年(許)第21号 (三小)	広島高決令2・2・21 広島地決平31・2・15	その他	外国法人が所有する船舶が海上の橋桁に衝突した事故につき、上記外国法人には船舶の所有者等の責任の制限に関する法律3条3項に規定する「無謀な行為」があったとは認められないとして責任制限却却事由を否定した原審判断の当否	最決令2・9・15(棄却)
令和2年(許)第22号 (三小)	同上	その他	同上	最決令2・9・15(棄却)
令和2年(許)第24号 (二小)	広島高決令2・3・23 山口家審令元・10・18	家事	自衛官である抗告人が離婚後に支給を受けた若年定年退職者給付金を清算的財産分与の対象とした原審の判断の当否	最決令2・9・23(棄却)
令和2年(許)第25号 (一小)	東京高決令2・5・20 東京地決令2・3・31	民訴	民訴法338条1項9号(判断の遺脱)を再審事由とする再審請求について、同条1項ただし書後段を理由に棄却すべきものとした原審の判断の当否	最決令2・10・29(棄却)
令和2年(許)第27号 (一小)	札幌高決令2・3・19 札幌家令元・12・6	家事	遺産の分割の審判事件において、被相続人を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の1人を保険金受取人とする保険契約に基づく死亡保険金請求権について、最高裁平成16年10月29日第二小法廷決定(民集58巻7号1979頁)のいう「特段の事情」が存するとはいえないとして、持戻しの対象としなかった原審の判断の当否	最決令2・10・15(棄却)
令和2年(許)第28号 (二小)	東京高決令2・6・3 東京地決令元・11・7	保全	仮処分決定を受けた債務者による民事保全法38条1項に基づく上記決定の取消申立てにつき、同項に定める事情の変更があるとは認められないとして上記申立てを却下した原審の判断の当否	

令和2年(許)第29号 (三小)	広島高岡山支決令2・6・30 岡山家決令2・3・30	家事	家事事件手続法9条1項ただし書の「事件を処理するために特に必要があると認めるとき」に該当し、基本事件の管轄裁判所への移送申立てを却下すべきものとした原審の判断の当否	最決令2・10・6(棄却)
令和2年(許)第31号 (二小)	東京高決令2・5・21 東京地決令2・1・9	保全	マンションの管理規約に組合員による組合員名簿等の閲覧請求を認める規定がある場合において、組合員である区分所有者が、組合員名簿の閲覧だけでなく、その謄写を求めることができるか否か。	最決令2・12・16(棄却)
令和2年(許)第32号 (三小)	大阪高決令2・6・4 大阪家審令2・2・26	家事	成年後見人解任申立てを却下する審判に対する抗告審において、特定の日を主張書面等の提出期限とする旨の事務連絡を抗告人にも送付しつつ、その前日に抗告棄却をした原決定の適否	最決令2・12・15(棄却)
令和2年(許)第33号 (一小)	高松高決令2・7・3 高松地決令元・12・13	保全	[REDACTED]	
令和2年(許)第35号 (三小)	東京高決令2・8・5 東京地決令2・6・24	執行	原審のした原々決定(代替執行権決定)の更正が更正として許される範囲内のものか否か及びその更正が上訴審における不利益変更禁止の原則に反するか否か	最決令2・12・8(棄却)
令和2年(許)第36号 (一小)	大阪高決令2・7・28 京都家審令2・3・25	家事	[REDACTED]	
令和2年(許)第37号 (二小)	知財高決令2・8・3 東京地決令2・3・30	その他	[REDACTED]	

令和2年(許)第38号 (三小)	大阪高決令2・3・25 大阪地決令2・1・8	民訴	[REDACTED]	
令和2年(許)第39号 (一小)	東京高決令2・9・11 東京地決令2・7・22	執行	[REDACTED]	
令和2年(許)第40号 (二小)	大阪高決令2・9・25 大阪地命令2・7・2	執行	[REDACTED]	
令和2年(許)第41号 (三小)	名古屋高決令2・8・31 津地伊勢支命令2・7・16	執行	[REDACTED]	
令和2年(許)第42号 (一小)	大阪高決令2・10・2 大阪地決令2・8・7	執行	最高価買受申出人が提出した陳述書の記載に不備があり、陳述内容が一義的に明確であると認められないことから、当該買受けの申出は民執法65条の2所定の「陳述」を欠き無効であるとして、同法71条8号の売却不許可事由があるとした原審の判断の当否	
令和2年(許)第43号 (三小)	東京高決令2・10・30	民訴	①Xが株式会社であるY1に対して仲介手数料の支払を求める事件と、②XがY1の代表者であるY2に対して法人格否認の法理の適用等を主張して上記仲介手数料の支払を求める事件が併合審理されている基本事件において、Xが、XはY1に対して仲介手数料債権(①事件で請求しているもの)を有するY1の債権者であり、会社法上、Y1の株主名簿等について閲覧請求権を有していると主張して、民訴法220条2号に基づき文書提出命令を申し立てた場合に、XがY1の債権者であることの一応の証明はされているなどとして申立てを認容した原審の判断の当否	
令和2年(許)第44号 (一小)	広島高決令2・10・29 広島家審令2・6・30	家事	[REDACTED]	
令和2年(許)第45号 (二小)	東京高決令2・10・16 東京地決令2・9・7	民訴	[REDACTED]	

new

new

new

※赤字部分が、今回更新した部分です。

【最高裁判所に係属した許可抗告事件一覧表(行政事件・令和2年分)】

事件番号等	原審情報	事件の争点等		結果
令和2年(行フ)第2号 (三小)	東京高決令2・9・23	その他	[REDACTED] [REDACTED]	

※赤字部分が、今回更新した部分です。